

# 千葉県報

号外  
令和6年2月27日

## 主要目次

○ 千葉県財務規則の一部を改正する規則

## 規則

千葉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年二月二十七日

千葉県知事 熊谷 俊 人

### 千葉県規則第六号

#### 千葉県財務規則の一部を改正する規則

千葉県財務規則（昭和三十九年千葉県規則第十三号の二）の一部を次のように改正する。

第五十八条中第五項を第九項とし、第四項の次に次の四項を加える。

5 前項において準用する第五十三条第一項の規定にかかわらず、第一項第一号から第四号までに掲げる歳入の収納の事務の委託を受けた者のうち、納入通知書その他の歳入の納入に関する書類であつてバーコードの記載があるものに基づく方法その他の知事が定める方法により歳入を収納する者（以下この条において「特定受託者」という。）は、当該方法で現金の納入を受けたときは、これを領収し、領収証書を納入者に交付し、及び領収済の旨を領収済通知書により歳入徴収者に通知しなければならない。ただし、別に定める方法で納入を受けたときは、領収証書を交付することを要しない。

6 第四項において準用する第五十三条第三項の規定にかかわらず、特定受託者は、前項本文の方法で現金の納入を受けたときは、領収書に県の公印に代えて特定受託者が備えている領収印を押印することができる。

7 特定受託者は、第五項の規定による通知について、領収済通知書により通知すべき事項を記録した電磁的記録を知事又は教育長が適当と認める方法により提供することによつてこれに代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該領収済通知書とみなす。

8 第四項において準用する第五十五条第一項の規定にかかわらず、特定受託者は、収納した現金を知事又は教育長が定めるところにより、収納した日から特定受託者ごとに知事又は教育長が定める期日までに収納取扱店又は収納取扱店に払い込まなければならない。

附則  
この規則は、令和六年三月一日から施行する。

購読料

本号

一部

六円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二二三)二六五八